

記者発表資料  
平成25年10月31日  
農林水産部農産園芸環境課  
園芸振興班 高澤・本多 内線2843  
環境対策班 堀内 内線2845

## 大崎市旧一栗村産そばの出荷制限一部解除における全袋検査結果について

出荷制限区域である大崎市旧一栗村産のそばについて、全袋検査(9袋)を実施した結果、すべて基準値以下となり、出荷・販売が可能となりました。

なお、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項に基づき、平成24年12月14日付けで原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)から、宮城県に対し、指示されていた大崎市旧一栗村のそば出荷制限について、平成25年10月21日付けで一部解除されたことを受けて、全袋検査を実施したものです。

### 1 検査区分

「出荷制限区域において産出されたそばに関する宮城県管理計画」に基づく検査

### 2 検査結果の概要

市町村 (旧市町村名)	検査点数 (袋数)	基準値以下 (不検出～100Bq/kg以下)	基準値超過 (100Bq/kg～)
大崎市 (旧一栗村)	9	9	0

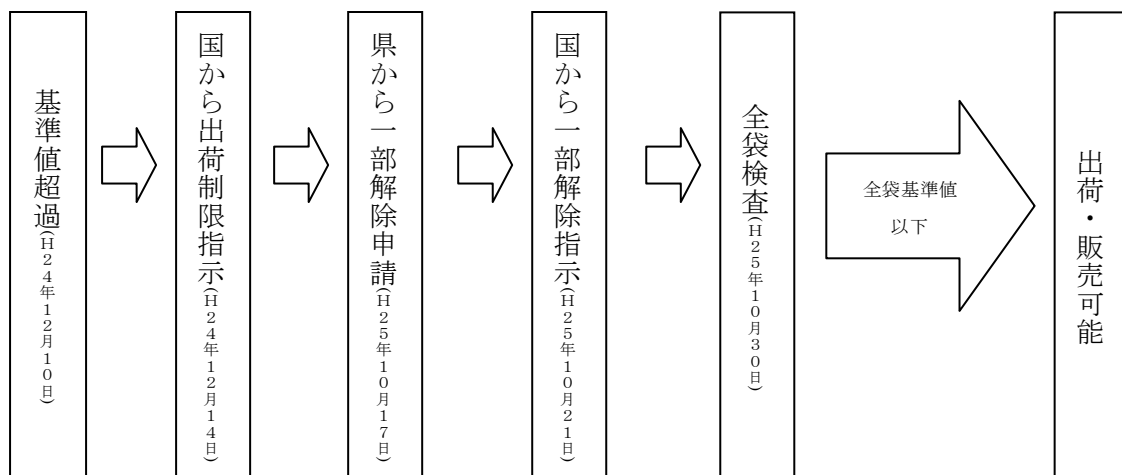
※測定分析機関:一般財団法人材料科学技術振興財団

※分析機器:ゲルマニウム半導体検出器

測定結果の詳細については別紙のとおりです。

<参考①>大崎市旧一栗村のそば作付状況:作付面積約2ha、生産量0.2t(9袋×22.5kg)

<参考②>



平成25年産秋そば(全袋検査区域:大崎市旧一栗村)の  
放射性物質測定結果

平成25年10月30日

分析機関:一般財団法人 材料科学技術振興財団

(単位:ベクレル/kg)

NO	採取場所	採取日	放射性セシウム			
	市町村名(旧市町村等)		セシウム 134 (検出下限値)	セシウム 137 (検出下限値)	セシウム 合計 (検出下限値)	食品衛生法の規 定に基づく放射 性物質の基準値
1	大崎市(旧一栗村)	H25.10.28	不検出 (4.1)	不検出 (4.7)	不検出 (8.8)	100
2			不検出 (5.3)	10	10	
3			不検出 (5.9)	5.1	5.1	
4			不検出 (4.5)	不検出 (4.8)	不検出 (9.3)	
5			不検出 (5.5)	4.8	4.8	
6			不検出 (3.7)	不検出 (4.9)	不検出 (8.6)	
7			不検出 (6.1)	7.0	7.0	
8			不検出 (6.8)	5.8	5.8	
9			不検出 (4.1)	6.3	6.3	

※( )内の旧市町村等は昭和25年時点の旧市町村名を示す。

※「不検出」とは、放射性物質の濃度が、検出下限値に満たない(検出下限値未満である)ことを指す。

また、「検出下限値」とは、当該測定機器で検出できる放射性物質濃度の最小の値を指し、測定毎に異なる。